

議第 24 号

三条市国民健康保険税条例の一部改正について

三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月15日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

## 三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三条市国民健康保険税条例（平成 17 年三条市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 4 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 5 条の 2 の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて

得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第21条の4 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三条市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年度三条市一般会計補正予算

令和5年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ185千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,849,333千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月15日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 11,423,739	千円 47	千円 11,423,786
	1 地方交付税	11,423,739	47	11,423,786
15 国庫支出金		7,388,439	92	7,388,531
	1 国庫負担金	4,339,708	92	4,339,800
16 県支出金		3,061,870	46	3,061,916
	1 県負担金	1,905,396	46	1,905,442
歳 入 合 計		54,849,148	185	54,849,333

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 15,376,077	千円 185	千円 15,376,262
	1 社会福祉費	7,599,321	185	7,599,506
歳 出 合 計		54,849,148	185	54,849,333

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	11,423,739	47	11,423,786
15 国庫支出金	7,388,439	92	7,388,531
16 県支出金	3,061,870	46	3,061,916
歳入合計	54,849,148	185	54,849,333

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	15,376,077	185	15,376,262
歳 出 合 計	54,849,148	185	54,849,333

補正額の財源内訳				
特		定		一般財源
国県支出金		地方債	その他	
	千円		千円	千円
	138			47
	138			47

## 2 歳 入

1 1 款 地方交付税（補正額 47千円：補正後の額 11,423,786千円）

1 項 地方交付税（補正額 47千円：補正後の額 11,423,786千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	11,423,739	47	11,423,786
計	11,423,739	47	11,423,786

1 5 款 国庫支出金（補正額 92千円：補正後の額 7,388,531千円）

1 項 国庫負担金（補正額 92千円：補正後の額 4,339,800千円）

1 民生費国庫負担金	4,079,990	92	4,080,082
計	4,339,708	92	4,339,800

1 6 款 県支出金（補正額 46千円：補正後の額 3,061,916千円）

1 項 県負担金（補正額 46千円：補正後の額 1,905,442千円）

2 民生費県負担金	1,745,302	46	1,745,348
計	1,905,396	46	1,905,442

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 47	普通交付税	千円 47

1 社会福祉費負担金	92	保険基盤安定等負担金	92

1 社会福祉費負担金	46	保険基盤安定等負担金	46

1 1 款 地方交付税 1 5 款 国庫支出金 1 6 款 県支出金

### 3 歳 出

3 款 民生費（補正額 185千円：補正後の額 15,376,262千円）

1 項 社会福祉費（補正額 185千円：補正後の額 7,599,506千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 1,823,210	千円 185	千円 1,823,395	千円 138 国庫支出金 92 県支出金 46	千円	千円	千円 47
計	7,599,321	185	7,599,506	138			47

節		説 明	
区 分	金 額		
27 繰出金	千円 185	110 国民健康保険事業特別会計繰出金（健康づくり課）…………… 27 国民健康保険事業特別会計繰出金	千円 185 185

3 款 民生費

令和5年度三条市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和5年度三条市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,495千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,557,899千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月15日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		千円 1,509,055	千円 △185	千円 1,508,870
	1 国民健康保険税	1,509,055	△185	1,508,870
4 県支出金		6,294,528	4,495	6,299,023
	1 県補助金	6,294,528	4,495	6,299,023
6 繰入金		656,557	185	656,742
	1 一般会計繰入金	656,557	185	656,742
歳 入 合 計		8,553,404	4,495	8,557,899

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 96,133	千円 4,495	千円 100,628
	1 総務管理費	89,375	4,495	93,870
歳 出 合 計		8,553,404	4,495	8,557,899

国民健康保険事業特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険税	1,509,055	△185	1,508,870
4 県支出金	6,294,528	4,495	6,299,023
6 繰入金	656,557	185	656,742
歳入合計	8,553,404	4,495	8,557,899

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 96,133	千円 4,495	千円 100,628
歳 出 合 計	8,553,404	4,495	8,557,899

補正額の財源内訳			
特	定		財源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
4,495			
4,495			

## 2 歳 入

1 款 国民健康保険税（補正額 △185千円：補正後の額 1,508,870千円）

1 項 国民健康保険税（補正額 △185千円：補正後の額 1,508,870千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険税	千円 1,508,348	千円 △185	千円 1,508,163
計	1,509,055	△185	1,508,870

4 款 県支出金（補正額 4,495千円：補正後の額 6,299,023千円）

1 項 県補助金（補正額 4,495千円：補正後の額 6,299,023千円）

1 保険給付費等交付金	6,294,528	4,495	6,299,023
計	6,294,528	4,495	6,299,023

6 款 繰入金（補正額 185千円：補正後の額 656,742千円）

1 項 一般会計繰入金（補正額 185千円：補正後の額 656,742千円）

1 一般会計繰入金	656,557	185	656,742
計	656,557	185	656,742

節		説明	
区分	金額		
1 医療給付費分 現年課税分	千円 △126	現年度分	千円 △126
2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	△54	現年度分	△54
3 介護納付金分 現年課税分	△5	現年度分	△5

2 特別交付金	4,495	特別交付金	4,495

4 産前産後保険 税繰入金	185	産前産後保険税繰入金	185

### 3 歳 出

1 款 総務費（補正額 4,495千円：補正後の額 100,628千円）

1 項 総務管理費（補正額 4,495千円：補正後の額 93,870千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 84,190	千円 4,495	千円 88,685	千円 4,495 県支出金 4,495	千円	千円	千円
計	89,375	4,495	93,870	4,495			

節		説明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 4,495	040 一般経費（健康づくり課）…………… 12 業務システム開発等委託料	千円 4,495 4,495